

令和2年4月3日
新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための三次市主催
イベント及び施設利用の取扱等の継続について

本日、「新型コロナウイルス感染症三次市対策本部」第2回会議を開催し、三次市主催イベント及び施設利用の取扱いについては、国内及び県内において感染事例が増加している状況を踏まえ、当面これまでの方針を4月30日まで継続する旨決定しました。（※別紙）

また、市役所をはじめ、市の管理する施設や学校等における感染防止対策を改めて徹底することとしました。

市民の皆様におかれましても、感染拡大防止の取組に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

別紙4月3日付「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための三次市主催イベント及び施設利用の取扱等」についてを参照してください。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 危機管理監 危機管理課（担当／白附）
電話番号：0824-62-6265 FAX番号：0824-62-2951
E-mail：kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp
三次市 福祉保健部 健康推進課（担当／富野井）
電話番号：0824-62-6294 FAX番号：0824-62-6382
E-mail：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための三次市主催イベント及び
施設利用の取扱等の継続について

令和2年4月3日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部（以下「対策本部」という。）において3月27日に決定したこの取扱について、国内及び県内において同感染症の感染事例が増加している状況を踏まえ、当面4月30日まで継続する。

また、市役所をはじめ市の管理する施設や学校等における感染防止対策を改めて徹底するとともに、引き続き市民等に対して一層の感染防止の取組を呼びかける。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための三次市主催イベント及び
施設利用の取扱等について

令和2年3月27日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部（以下「特別警戒本部」という。）において決定したこの取扱について、国内及び県内の同感染症の発生状況を踏まえ、当面4月7日まで継続するとともに、市民等に対して一層の感染防止の取組を呼びかける。

なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 三次市主催イベントの取扱について（令和2年2月27日特別警戒本部決定事項関係）

- (1) 別紙「広島県主催イベントの取扱について」（令和2年2月26日新型コロナウイルス感染症広島県特別警戒本部長）を準用し、イベント等の開催、延期、規模縮小、又は中止等について判断する。

特に、国の要請を踏まえ、当面、全国的なスポーツや文化に関するイベント等については、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応とし、参加については自粛する。

- (2) この時期に開催すべき特段の事情があるイベント等については、関係者等を含め、開催又は中止等について個別に検討する。

なお、開催する場合は十分な感染防止対策を講じるものとする。

- (3) (1)、(2)の取扱及び影響の大きいイベントの中止情報等について、市民及び関係機関へ提供し、理解を求める。

2 施設利用等の中止（令和2年3月7日特別警戒本部決定事項関係）

- (1) 感染のリスクが比較的高いと考えられる屋内体育施設について、利用を中止する。

【市が利用を中止する施設】

十日市体育館、三良坂体育館、三和農業者トレーニングセンター、甲奴体育館

- (2) 指定管理者に対しても、感染のリスクが比較的高いと考えられる施設又は利用形態について、中止を継続するよう要請する。

なお、指定管理者において、やむを得ず利用を継続している場合は、必要最小限度の利用としていただくなど、引き続き感染防止措置を徹底するよう要請する。

3 市民への感染防止の呼びかけ

現在、市民に対して、音声告知放送や市のホームページ等により感染防止の取組を呼びかけているところであるが、国内・県内で感染者が増えている状況であることから、チラシ・ポスターの配布・掲示等も含め、一層の啓発を行う。

令和2年3月27日
新型コロナウイルス感染症
広島県対策本部長

広島県主催イベント等の取扱いについて

3月25日に県内4例目となる市中感染又は感染蔓延の可能性のある新型コロナウイルス感染症患者が発生しました。

広島県主催イベント等については、3月31日まで、原則として、延期または中止することとしていたところですが、4例目の感染症患者の発生や、その感染経路等を調査中であることなどを鑑みて、3月31日以降も、当面の間、この方針を継続することとします。

○ 県主催イベント等開催についての対応方針

- ・ 別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」の「市中感染又は感染蔓延の可能性のある場合」の対応に基づき、当面の間、原則として延期または中止する。

ただし、この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理することとし、開催する場合には、次の「イベント等を実施する場合の必要な対策」十分に講じ、3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人は密集している、③近距離での会話や発生が行われる）が同時に重なる場を徹底的に回避する対策を講じるものとし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止する。

○ イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
- ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置し、確実に実施
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 参加者等の相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を減らすなどの内容の変更

など

新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方

区分	講演会・シンポジウム・研修会・各種イベント	
	全国(海外含む)から参加 屋内	県内全域から参加 参加者の居住地が限定的
県内未発生	<p>参加規模(参加者の追跡ができること)や、運営方法など下記の留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。</p>	
県内発生	<p>感染が限定的と認められる場合</p>	<p>参加規模(参加者の追跡ができること)、運営方法など留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。</p>
	<p>市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合</p>	
<p>関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。</p>		<p>当該地域周辺で発生した場合は、原則として※延期または中止する。</p>
<p>原則として※延期または中止する。</p>		

※ この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項(延期・中止判断の例示)】

- ・参加規模 (大規模な参加で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合)
- ・開催場所 (屋内で換気が十分にできない場合)
- ・開催期間 (同一空間での滞在時間が長い場合)
- ・距離 (近距離、対面、相互接触がある場合)
- ・参加者 (高齢者や基礎疾患を有する者の参加がある場合)

- イベント等を実施する場合の必要な対策
 - ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
 - ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
 - ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
 - ・ 屋内イベントでの定期的な換気
 - ・ 参加者等の相互接触や、対面での会話機会を減らすなど